

職員の処分について

- 1 非 処 分 者 男性職員（50代）
- 2 処 分 内 容 減給10分の1 6月
- 3 処 分 事 由 地方公務員法第29条第1項第1号（法令違反）及び第3号（一般非行）
- 4 処 分 発 令 日 令和8年1月1日
- 5 事 実 内 容 非処分者は、令和3年度及び4年度に女性職員に対し、「セクシャルハラスメントに該当する発言」を行った。当該女性職員は、数年後に退職に至った。
- 6 そ の 他 公表による女性職員への心理的影響への配慮やプライバシー保護が必要と判断し、非処分者の所属及び職名、具体的な時期、内容等については公表しない。
- 7 町長コメント 町職員がこのような非行を行ったことは誠に遺憾であり、町民の皆様に深くお詫び申し上げます。今後は、同様の事例が起こらないよう指導を徹底し、再発防止と信用回復に努めてまいります。